

新 旧 対 照 表

改正後	改正前																																								
<p>高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第10条 「略」</p> <p><u>(県内発注)</u></p> <p><u>第11条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>第12条～第13条 「略」</p> <p>(附 則)</p> <p>1 「略」</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第5条第1項第3号から第7号まで及び第2項、第8条第3項及び第4項並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月8日から施行する。</u></p>	<p>高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第10条 「略」</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第11条～第12条 「略」</p> <p>(附 則)</p> <p>1 「略」</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第5条第1項第3号から第7号まで及び第2項、第8条第3項及び第4項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>「略」</p> <p>「略」</p> <p><u>(新設)</u></p>																																								
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>補助事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 省エネルギー林業機械導入支援事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 高性能林業機械共同利用事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 林地残材搬出等機械導入支援事業</td> <td>(略)</td> <td>選定経営体で、県内に事業所を有する法人であるもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>4 スマート林業実践型機械等導入支援事業</u></td> <td><u>高知県内で実証を行った高性能林業機械等や、高知県内での導入実績の無い又は少ない高性能林業機械等の導入に対する支援</u></td> <td><u>選定経営体で、県内に事業所を有する法人であるもの</u></td> <td><u>同左</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	事業内容	事業主体	補助事業者	1 省エネルギー林業機械導入支援事業	(略)	(略)	(略)	2 高性能林業機械共同利用事業	(略)	(略)	(略)	3 林地残材搬出等機械導入支援事業	(略)	選定経営体で、県内に事業所を有する法人であるもの	(略)	<u>4 スマート林業実践型機械等導入支援事業</u>	<u>高知県内で実証を行った高性能林業機械等や、高知県内での導入実績の無い又は少ない高性能林業機械等の導入に対する支援</u>	<u>選定経営体で、県内に事業所を有する法人であるもの</u>	<u>同左</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>補助事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 省エネルギー林業機械導入支援事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 高性能林業機械共同利用事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 林地残材搬出等機械導入支援事業</td> <td>(略)</td> <td>平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知「<u>林業経営体の育成について</u>」に基づき知事が選定した育成経営体（以下「<u>選定経営体</u>」<u>という。</u>）で、県内に事業所を有する法人であるもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	事業内容	事業主体	補助事業者	1 省エネルギー林業機械導入支援事業	(略)	(略)	(略)	2 高性能林業機械共同利用事業	(略)	(略)	(略)	3 林地残材搬出等機械導入支援事業	(略)	平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知「 <u>林業経営体の育成について</u> 」に基づき知事が選定した育成経営体（以下「 <u>選定経営体</u> 」 <u>という。</u> ）で、県内に事業所を有する法人であるもの	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
事業区分	事業内容	事業主体	補助事業者																																						
1 省エネルギー林業機械導入支援事業	(略)	(略)	(略)																																						
2 高性能林業機械共同利用事業	(略)	(略)	(略)																																						
3 林地残材搬出等機械導入支援事業	(略)	選定経営体で、県内に事業所を有する法人であるもの	(略)																																						
<u>4 スマート林業実践型機械等導入支援事業</u>	<u>高知県内で実証を行った高性能林業機械等や、高知県内での導入実績の無い又は少ない高性能林業機械等の導入に対する支援</u>	<u>選定経営体で、県内に事業所を有する法人であるもの</u>	<u>同左</u>																																						
事業区分	事業内容	事業主体	補助事業者																																						
1 省エネルギー林業機械導入支援事業	(略)	(略)	(略)																																						
2 高性能林業機械共同利用事業	(略)	(略)	(略)																																						
3 林地残材搬出等機械導入支援事業	(略)	平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知「 <u>林業経営体の育成について</u> 」に基づき知事が選定した育成経営体（以下「 <u>選定経営体</u> 」 <u>という。</u> ）で、県内に事業所を有する法人であるもの	(略)																																						
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																						
別表第2 「略」	別表第2 「略」																																								

別表第3（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	林業機械区分	単位	補助率
1 省エネルギー 林業機械導入支援 事業	(略)	(略)	(略)	3分の1以内 ただし、 <u>従業員の所得向上に資する以下のア又はイのいずれかの取組を実施している場合に限り、補助率10分の1の加算を認める。</u> <u>ア 技術力や経験に応じた賃金引き上げの体制が整っていること</u> <u>イ 従業員の多能工化等の人材育成により、機械の稼働率を上げるための体制を構築していること</u> 補助金額の上限は補助金額1,500万円/1台(件)とする。
(略)				
2 高性能林業 機械共同利用 事業	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
3 林地残材搬出等 機械導入支援 事業	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
4 <u>スマート林業実践 型機械等導入支援 事業</u>	<u>高知県内で実証を行った高性能林業機械等や、高知県内での導入実績の無い又は少ない高性能林業機械等の導入に要する経費とし、対象となる林業機械は、「林業機械区分」に掲げるものとする。</u>	<u>タワーヤーダ</u> <u>架線式グラブと油圧集材機とを組み合わせたシステム</u> <u>ICTハーベスタ</u> <u>ロングリーチ機能付き林業機械</u> <u>林業資材運搬ドローン</u> <u>油圧式クイックカブラー</u>	台 台 台 台 台 台	2分の1以内 ただし、 <u>従業員の所得向上に資する以下のア又はイのいずれかの取組を実施している場合に限り、補助率10分の1の加算を認める。</u> <u>ア 技術力や経験に応じた賃金引き上げの体制が整っていること</u> <u>イ 従業員の多能工化等の人材育成により、機械の稼働率を上げるための体制を構築していること</u>
スマート林業実践型機械導入支援に関する補助要件について <u>1 導入する林業機械等の技術普及に向けて、機械導入年度の翌年から1年以内に研修会の開催等を実施すること。</u> <u>2 補助事業により実施する原木生産の区域は県内に限り、かつ民有林での活用を努めること。</u> <u>3 導入機械については、機械の規模、性能等が利用計画等からみて適切なものであること。</u> <u>4 導入機械又は導入機械利用班の導入年度の翌年から3年後の年間原木生産量が、直近3カ年の平均実績から10%増加していること。</u>				
(略)				

別記第1号様式（第4条関係）

「略」
1～5 「略」
6 添付資料
(1)～(7) 「略」
※1 「略」
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。
(注)マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）してください。

別表第3（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	林業機械区分	単位	補助率
1 省エネルギー 林業機械導入支援 事業	(略)	(略)	(略)	3分の1以内 ただし、 <u>1台(件)当たり補助金額1,500万円を上限とする。</u>
(略)				
2 高性能林業 機械共同利用 事業	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
3 林地残材搬出等 機械導入支援 事業	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
<u>(新設)</u>				
(略)				

別記第1号様式（第4条関係）

「略」
1～5 「略」
6 添付資料
(1)～(7) 「略」
※1 「略」
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
(注)マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

別紙 1 - 1 - 1 ~ 別紙 1 - 1 - 5 「略」

第 2 号様式 (第 6 条関係) ~ 第 3 号様式 (第 7 条関係) 「略」

第 4 号様式 (第 8 条関係)

「略」

令和 年度高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金実績報告書

「略」

記

1 ~ 3 「略」

4 添付資料

(1) ~ (3) 「略」

(4) 別表第 1 の事業区分のうち、1 又は 4 で所得向上の取組により補助率の加算を受けた場合は、取組状況が分かる資料

別紙 4 - 1 - 1 「略」

第 5 号様式 (第 8 条関係) ~ 第 6 号様式 (第 9 条関係) 「略」

「略」

「略」

別紙 1 - 1 - 1 ~ 別紙 1 - 1 - 5 「略」

第 2 号様式 (第 6 条関係) ~ 第 3 号様式 (第 7 条関係) 「略」

第 4 号様式 (第 8 条関係)

「略」

令和 年度高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金実績報告書

「略」

記

1 ~ 3 「略」

4 添付資料

(1) ~ (3) 「略」

(新設)

別紙 4 - 1 - 1 「略」

第 5 号様式 (第 8 条関係) ~ 第 6 号様式 (第 9 条関係) 「略」

「略」

「略」